

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
1 H31-32 渡良瀬貯水池周辺施設保全業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成31年4月1日	（一財）渡良瀬遊水地 アクリメーション振興財団 栃木県栃木市藤岡町藤岡1778	7060005005569	本業務の対象地区である渡良瀬遊水地はラムサール条約湿地に登録され、約60種の貴重植物が自生しており、また、都心から60kmという利便性からスポーツやレクリエーションによる利用も活発であり、年間100万人の利用者が訪れている。 本業務はその渡良瀬遊水地の中心的な区域である渡良瀬貯水池及びその周辺区域において豊かな自然環境の保全を考慮し、より多くの人に安全で快適な利用を促進するために施設等の運営管理を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画立案を必要とすることから、企業・技術者の経験及び能力、業務実施体制、業務の実施方針及び手法などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 （一財）渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号	298,285,200	298,080,000	99.93%		
2 平成31年度入札契約手続支援システム改良業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成31年4月1日	東芝デジタルソリューションズ（株）官公営業第三部 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	7010401052137	本業務は、契約事務処理のさらなる効率化を図るため入札契約手続支援システムの機能の追加及び、契約手続の運用変更等に伴うシステム改良を行うものである。また、システムが常に適正に稼働するためのシステム等の運用サポート及び、障害発生時に迅速に原因調査・復旧作業を行うことにより、契約手続業務に支障をきたさないための保守作業を行うものである。 本システムは、入札・契約手続作業にかかる技術審査や帳票作成等の事務処理や契約状況等のデータ抽出を適切かつ迅速に行うことを目的に構築され、入札契約手続に特化した汎用性のない重要なシステムであり、障害発生時や運用方針の変更等を伴うシステム改良について、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。 よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、高度なシステム構築の知識や経験があるだけでなく、関東地方整備局の電算環境を把握したうえで、関連する各システムとの連携を図りつつ改良を行わなければならないため、本システムの改良及び保守作業に関するシステム構成を熟知し、システム運用の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術者を有する者に行わせる必要がある。 このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている唯一の者である左記業者を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号	74,262,677	73,980,000	99.62%		
3 H31 基幹業務システムサーバ1式賃借	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	平成31年4月1日	東芝デジタルソリューションズ（株）官公営業第三部 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	7010401052137	本賃借は、関東地方整備局管内の基幹業務システム等で利用されているサーバを賃借するものである。 従前は機能毎に契約を分けてサーバを賃借していたが、事務手続きに係る行政コストの縮減や行政情報システム関連サーバ間の連携を考慮した一括管理による確実かつ効率的な運用保守などを目的に、これらの賃借契約を集約することとした。 本件は、契約集約実施にむけて10ヶ月の賃借契約を実施するものであるが、機器の確保や導入準備等を踏まえ、4月から円滑に実施できる者は左記業者以外にない。 以上の理由により、左記業者と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第2号	非公表	79,164,000	—		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
4	H31関東管内水位表示システム等改良・運用業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	パシフィックコンサル タンツ(株) 首都圏本 社 東京都千代田区神田錦 町3-22	8013401001509	本業務は、簡易水位計の情報を自治体等へ提供できるように構築した「関東管内水位表示システム」の運用保守、システム改良及びシステム表示機能の拡充を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、業務実施方針及び手法、特定テーマに対する提案などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 パシフィックコンサルタンツ(株)は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号	39,787,200	39,787,200	100.00%		
5	平成31年度建設副産物情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	(一財)日本建設情報 総合センター 東京都港区赤坂7-1 0-20	4010405010556	本業務は、公共工事における建設副産物の適正処理を推進するための建設副産物の排出計画・実績に関する情報及び建設発生土の工事間利用を促進するための建設発生土の搬入・搬出に関する情報を関東地方整備局及び直轄事務所に提供するものである。 建設副産物の排出計画・実績情報や建設発生土の搬出先・搬入先に関する情報は、建設副産物の適正処理のため必要不可欠な情報であることから、正確かつ、効率的に提供を受ける必要がある。(一財)日本建設情報総合センターではプログラム及びデータベースの著作権を有する、建設副産物情報交換システム及び建設発生土情報交換システムを運用しており、建設副産物及び建設発生土の情報を一元的にデータベース化し、情報提供を受けるシステムを構築しているところである。 このため、上記の技術的要件等を兼ね備えている唯一の業者である(一財)日本建設情報総合センターを特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	10,530,000	-		
6	H31工事・業務実績情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	(一財)日本建設情報 総合センター 東京都港区赤坂7-1 0-20	4010405010556	本業務は、工事発注等入札契約手続きに必要な公共工事や業務の受注実績、技術者に関する情報を関東地方整備局に提供するものである。 工事・業務実績及び技術者に関する情報は、入札・契約手続きにおける競争参加資格の確認や業者選定の為の評価根拠情報であるため、正確、かつ迅速に提供を受ける必要がある。工事・業務実績及び技術者等の情報は、(一財)日本建設情報総合センターがプログラム及びデータベースの著作権を有する、工事実績情報システム及び測量調査設計業務実績情報システムにおいて、一元的にデータベース化し、情報提供を受けるシステムを構築しているところである。 このため、上記の技術的要件等を兼ね備えている唯一の業者である(一財)日本建設情報総合センターを特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	8,686,440	-		
7	平成31年度関東地方整備局ホームページ等改良検討業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	日本レコードマネジメ ント(株) 東京都千代田区鍛冶町 2-9-12	3010001033961	本業務は、関東地方整備局で展開する広報活動のうち、ホームページ運営等に係る改良検討及び支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、効率的に運営支援を実施するために必要な項目及びその対応策と留意点等を含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 日本レコードマネジメント株式会社は、企画提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	12,160,800	12,139,200	99.82%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
8	平成31年度新技術情報提供システム改良等業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	(一財)日本建設情報 総合センター 東京都港区赤坂7-1 0-20	4010405010556	本業務は、新技術の活用及び普及を推進するため整備している新技術情報提供システム（NETIS）の改良及び保守を行うことを目的とする。 新技術情報提供システムは、国土交通省が運用している新技術に係る情報を提供し、設計段階、工事発注段階、施工段階において適切な施工方法を選定するための重要なシステムであるため、障害発生時等には迅速な対応を行わなければならない。 そのためには、一般的なシステム構築の知識や経験があるだけでなく、本システムの構造及び機能に精通した知識と経験が必要不可欠である。 このため、上記の技術的要件を兼ね備えている（一財）日本建設情報総合センターを特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記法人と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,391,200	3,391,200	100.00%		
9	平成31年度企業情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	(一財)建設業技術者 センター 東京都千代田区二番町 3番地麹町スクエア	4010005000180	本業務は、建設業者の資格審査や施工体制の確認等に必要な情報の提供を受け、これを活用することにより、公共工事の入札及び契約の適正化を促進することを目的として、（一財）建設業技術者センターが保有している建設業者の建設業許可情報、経営事項審査情報及び技術者に関する情報等の企業情報をデータベース化した「発注者支援データベース・システム」から、情報提供を受けるものである。 上記法人は、建設業者の許可情報、経営事項審査情報等の各種の情報を集積した「発注者支援データベース・システム」を開発・運用・管理し、公共工事の発注者に電子データで情報提供を行っている唯一の法人である。 よって、本業務を遂行できる唯一の契約対象機関である左記法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	2,916,000	—		
10	建設業情報管理システム電算処理業務（単価契約）	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	(一財)建設業情報管 理センター 東京都中央区築地2- 11-24	5010005017785	本件業務は、国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。）及び47都道府県（以下「許可行政庁」という。）が建設業許可に係る審査事務等に際して専用システム（以下「C I I S」という。）から入力する業者情報を電算処理しデータベース化するとともに、当該システム自体の管理運営も行うものである。 このシステムの運用により許可行政庁間で業者情報等を共有することで、建設業者間における技術者の名義貸し等の防止や許可審査事務の迅速化・指導監督業務が適正に行われている。 このため、建設業許可に係る審査事務等においては全許可行政庁が同一のシステムを使用する必要があるが、C I I Sはオンラインネットワーク化された当初（昭和62年度）より現在に至るまで当該財団法人が開発及び管理運営を行っているため、本件業務を履行できる唯一の者であり、現在全ての許可行政庁が当該財団と契約している。 以上の事由により、本件業務については左記法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	システム基本料 ¥54,000 （1ユーザ10当たり・月額） 建設業許可電算処理料 ¥3,996 （1処理当たり） 経営事項審査電算処理料 ¥690 （1処理当たり）	システム基本料 ¥54,000 （1ユーザ10当たり・月額） 建設業許可電算処理料 ¥3,996 （1処理当たり） 経営事項審査電算処理料 ¥690 （1処理当たり）	100.00%		単価契約 調達予定 総額 7,003,800

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
11	「i-JAMP」情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	7010001018703	関東地方整備局は、社会資本の整備及び適切な維持管理、地震・風水害・火山・豪雪・津波等の自然災害や事故発生時への対応、地方公共団体への社会資本整備交付金等の支援、さらには首都圏形成計画等のブロック全体の国土計画の作成や変更等幅広い業務を担っている。こうした幅広くかつ国民生活に直結する業務に迅速かつ適切に対応するためには、日常的に総理官邸を始めとする中央官庁や地方公共団体、さらには警察等の関係機関に関する最新の情報を最大限収集しておく必要がある。 関東地方整備局では定期的な会議や意見交換会で中央官庁や地方自治体等の関係機関から情報を直接収集すべく努力しているが、それらの人的接触による直接の情報収集方法だけでは、関係機関の必要な情報を適時に収集することは困難である。このため、関東地方整備局では、多数の職員が同時に情報を収集できるメール配信等による情報提供サービスを導入してきたところである。 情報提供サービスを行っている業者は複数あるが、中央官庁や地方自治体関係の情報提供を専門的かつリアルタイムに配信しているサービスは限定される。 (株)時事通信社の「i-JAMP」は、インターネットを利用して、24時間リアルタイムで行財政経済の専門情報を配信する有料情報提供サービスである。同社が独自に配信している官庁速報をはじめ、各省大臣会見、首長会見及び会見速報など中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時々刻々と発生する政治・社会ニュース、災害情報などを、職員がリアルタイムで把握できるサービスは、(株)時事通信社の「i-JAMP」以外にない。 以上より、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、予算決算及び会計令第102条の4第3号の手続きにより(株)時事通信社と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	14,774,400	14,774,400	100.00%		
12	宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	(一社)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	5010405000762	本件業務は、国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。）及び47都道府県（以下「免許行政庁」という。）が、宅建業免許に係る審査事務等に際して専用システムから入力する業者情報を電算処理し、これをデータベース化するとともに、当該データベースの運用管理等を行うものである。 これにより、宅地建物取引業者間における専任の宅地建物取引士の名義貸し等の防止や、免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査事務の迅速化及び指導監督業務の適正化が図られているものである。 このため、すべての免許行政庁において同一のシステムを活用する必要があるところ、免許行政庁間での取り決めにより、宅地建物取引業法に精通し、免許申請等の専門的な知識を有している当該法人を唯一の管理・運営機関として決定しているものである。 こうしたことから、本件業務については、左記法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,110,296	2,110,296	100.00%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
13	平成31年度東京 国道共同溝監視業 務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	4010001062563	<p>本業務は、東京国道事務所が管理する共同溝（約117.7km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同構内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類や配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティの確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ（株）は、各占有企業者等の出資により共同溝を監視するために設立された会社であり、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を主な業務としており、各占有企業者の収容施設の情報や監視に関わる特殊性やノウハウを総合的に有する唯一の企業である。</p> <p>したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者からの機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	1,068,120,000	—		
14	平成31年度横浜 国道共同溝監視業 務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	4010001062563	<p>本業務は、横浜国道事務所が管理する共同溝（約50.3km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同構内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類や配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティの確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ（株）は、各占有企業者等の出資により共同溝を監視するために設立された会社であり、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を主な業務としており、各占有企業者の収容施設の情報や監視に関わる特殊性やノウハウを総合的に有する唯一の企業である。</p> <p>したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者からの機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	249,480,000	—		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
15	平成31年度千葉 国道共同溝監視業 務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	4010001062563	<p>本業務は、千葉国道事務所が管理する共同溝（約23.7km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同構内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類や配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティの確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ（株）は、各占有企業者等の出資により共同溝を監視するために設立された会社であり、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を主な業務としており、各占有企業者の収容施設の情報や監視に関わる特殊性やノウハウを総合的に有する唯一の企業である。</p> <p>したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者からの機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	100,440,000	—		
16	平成31年度相武 国道共同溝監視業 務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	4010001062563	<p>本業務は、相武国道事務所が管理する共同溝（約10.3km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同構内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類や配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティの確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ（株）は、各占有企業者等の出資により共同溝を監視するために設立された会社であり、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を主な業務としており、各占有企業者の収容施設の情報や監視に関わる特殊性やノウハウを総合的に有する唯一の企業である。</p> <p>したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者からの機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	49,680,000	—		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
17 平成31年度大宮 国道共同溝監視業 務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ（株） 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	4010001062563	本業務は、大宮事務所が管理する共同溝（約2.9km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。 本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。 また、共同溝の構造・共同構内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類や配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。 さらに、共同溝のセキュリティの確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。 日本ユーティリティサブウェイ（株）は、各占有企業者等の出資により共同溝を監視するために設立された会社であり、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を主な業務としており、各占有企業者の収容施設の情報や監視に関わる特殊性やノウハウを総合的に有する唯一の企業である。 したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者からの機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の事業者である。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	14,040,000	—		
18 H31危機管理型 水位計運用システ ム利用業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	（一財）河川情報セン ター 東京都千代田区麹町1 -3	3010005000132	本件は、関東地方整備局が設置する危機管理型水位計について、水位計が観測した水位情報を携帯電話回線を通じ、システム事業者が構築した危機管理型水位計共同運用システム（以下「共同運用システム」）に収集し、河川管理者、市町村、一般住民に対して提供するものである。 危機管理型水位計の運用にあたっては、洪水時の河川水位情報を幅広く提供し活用するため、国、地方公共団体と共同して運用することとしている。 このため、国、地方公共団体と共同運用システムを利用する必要があることから、システムの運用については、国・地方公共団体間での取り決めにより、共同運用システムを速やかに提供でき、必要な技術的かつ経理的な基盤を有している一般財団法人河川情報センターをシステム事業者として選定している。 以上のことから、左記法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	5,667,984	5,667,984	100.00%		単価契約 （契約単 価×予定 数量）
19 H31管内クライ アントPC1式賃 借	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月1日	ユニアデックス（株） 東京都江東区豊洲1- 1-1	8010601024653	本賃貸借は、関東地方整備局管内で職員が行政事務履行のために使用するクライアントPC（行政PC）を賃貸借するものである。 既存クライアントPCは、関東地方整備局の運用環境に合わせた仕様に基づき、設定をした上で導入したものであり、安定的河道が確認されているものである。 同様の賃貸借を3件実施しているところであるが、事務手続に係る行政コストの縮減や平成31年度に実施する全行政PCのシステム更新作業効率化及び導入機器統一による維持管理効率化などを目的に、これらの賃貸借契約を集約することとした。 本件は、契約集約実施にむけて10ヶ月の賃貸借契約を実施するものであるが、機器の確保や導入準備等を踏まえ、4月から円滑に実施できる者は、ユニアデックス（株）以外にない。 以上の理由により、左記業者と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項	10,600,200	9,940,320	93.77%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
20	H31月刊「建設物価」材料単価等電子データ購入	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月2日	(一財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大 伝馬町11-8	6010005018675	本購入は、関東地方整備局が発注する土木工事の積算に用いる設計単価を決定する基礎資料として、月刊「建設物価」に掲載がある材料単価及び機械賃料のうち、土木工事積算システムへ登録が必要となるものを正確かつ効率的に処理する必要があることから、電子データにより購入するものである。 購入したデータは、別途購入する月刊「積算資料」のデータと平均化処理を行い関東地方整備局が利用している新土木工事積算システムへ登録し、局統一設計単価として積算に活用するものである。 月刊「建設物価」の発行者に、本購入のためのデータ提供について、書面による了解を得て、毎月20日迄、20日が土曜・日曜・祝日の場合はその前開庁日に納品が可能ならば、本購入の参加資格者となることができる。 このことから、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、(一財)建設物価調査会と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令102条の4第3号	9,198,360	9,198,360	100.00%		
21	H31月刊「積算資料」材料単価等電子データ購入	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月2日	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6-1 7-15	1010005002667	本購入は、関東地方整備局が発注する土木工事の積算に用いる設計単価を決定する基礎資料として、月刊「積算資料」に掲載がある材料単価及び機械賃料のうち、土木工事積算システムへ登録が必要となるものを正確かつ効率的に処理する必要があることから、電子データにより購入するものである。 購入したデータは、別途購入する月刊「建設物価」のデータと平均化処理を行い関東地方整備局が利用している新土木工事積算システムへ登録し、局統一設計単価として積算に活用するものである。 月刊「積算資料」の発行者に、本購入のためのデータ提供について、書面による了解を得て、毎月20日迄、20日が土曜・日曜・祝日の場合はその前開庁日に納品が可能ならば、本購入の参加資格者となることができる。 このことから、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、(一財)経済調査会と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令102条の4第3号	7,623,720	7,560,000	99.16%		
22	第68回利根川水系連合・総合水防演習運営実施業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月4日	(株)サードセンス 東京都千代田区神田淡 路町1-11-8	9010001091905	本業務は、第68回利根川水系連合・総合水防演習の実施にあたって、演習を円滑かつ効果的に行うために運営・進行計画の検討の上、演習の運営・進行管理及び会場の設営・撤去等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務実施方針及び手法、特定テーマに対する提案などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 (株)サードセンスは、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令102条の4第3号	83,008,800	82,998,000	99.99%		
23	平成31年度土砂災害防止全国の集い運営支援業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	平成31年4月19日	(株)エム・シー・ア ンド・ピー 東京オ フィス 東京都千代田区内幸町 1-1-7	2120001041913	本業務は、平成31年度の土砂災害防止月間において、全国の土砂災害対策の課題を踏まえ、土砂災害に対する警戒避難体制づくりに関して意見交換を行う「平成31年(第37回)土砂災害防止「全国の集い」in神奈川(仮称)」の運営支援業務を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務実施方針及び手法、特定テーマに対する提案などを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社エム・シー・ア・アンド・ピーは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令102条の4第3号	11,998,800	11,998,800	100.00%		



公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
24	平成31年度関東地方整備局人材育成支援検討業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年5月8日	(一財)NHK放送研修センター 東京都世田谷区砧1-10-11	4010905000040	本業務は、国民へのアカウントビリティを果たし、社会資本整備を進めるために必要な関東地方整備局職員の責任ある説明力の向上を目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、各講義に当たってより効果の高い研修とするための工夫点及び実施方法などを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 (一財)NHK放送研修センターは、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	5,356,800	5,276,932	98.51%		
25	平成31年度新技術情報提供システム(NETIS)構築等業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年5月9日	日本工営(株) 東京支店 東京都千代田区九段北1-14-6	2010001016851	本業務は、新技術の活用及び普及を推進するため整備しているNETISについて、OSの変更に伴うプログラムの構築等を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、的確性、実現性、独創性などを含めた技術提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 日本工営(株)は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号	59,983,200	59,940,000	99.93%		
26	平成31年度機械設備維持管理システム保守管理業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年5月9日	(株)長大 北関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-324-1	5010001050435	本業務は、機械設備維持管理システムに機械稼働時の情報を登録する様式の改良及びそれに伴うシステム改良を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、的確性、実現性、独創性などを含めた技術提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 株式会社長大は、企画提案書において、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号	41,936,400	41,904,000	99.92%		
27	平成31年度大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年5月16日	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	本業務は、大型車両の通行の適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対して効果的な啓発活動の取組内容を提案し、その効果検証を実施するとともに、関係機関・団体等が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(以下連絡協議会)」の運営支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、大型車両を取り巻く課題等を把握・整理し、連絡協議会として取り組むべき具体的な広報内容について、実行性のある効果的な啓発活動などを含めた技術提案を求め、企画競争により業者選定をおこなった。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	9,979,200	9,979,200	100.00%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
28 平成31年度デジタル道路地図データベース更新業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年6月3日	(一財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13	2010005018910	<p>本業務は、全国における各種道路管理上必要不可欠であるデジタル道路地図データベースを、新規供用路線や道路改良等が実施される箇所について、平成30年度版を基に平成31年度版への年次更新を行うものである。</p> <p>デジタル道路地図データベースは「道路網及び道路地図に関する数値情報」であり、行政においては、VICSや各種道路管理システム、交通分析など、民間においてはカーナビゲーションシステム、電子地図など、官民双方で利活用するための共通基盤として整備され広く利用されているところである。</p> <p>(一財)日本デジタル道路地図協会は、道路網及び道路地図に関する数値情報の調査研究を行うとともに、その標準化を推進し、これを広く普及すること等により、道路及び道路交通の情報化に貢献することを目的として昭和63年に設立された一般財団法人である。</p> <p>①本業務の遂行にあたっては、最新のデジタル道路地図データベースとの整合性をはかり、その品質を確保するために「全国デジタル道路地図データベース標準」をはじめとする各種の標準に基づく更新が必要不可欠であるが、同協会はこれら標準を策定し、その著作権を保有管理している。</p> <p>②同協会はこれまで整備された官民共通基盤であるデジタル道路地図データベースの著作権を国土交通省各地方整備局等と共有しており、他者によるデータベースの変更を認めていない。</p> <p>以上のことから、同協会は本業務を遂行するにあたって必要な要件を備えた唯一の契約対象機関であり、競争に付することができない。</p> <p>よって、(一財)日本デジタル道路地図協会と随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号</p>	212,674,000	211,200,000	99.31%		
29 伊豆諸島ブロック低潮線保全区域巡視に係わる備船業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年6月12日	八丈島漁業協同組合 東京都八丈島八丈町三根4206	3010005014999	<p>本業務は、「低潮線保全法（略称）の一部の施行について」（平成23年6月1日付け、国河政第33号、国港振第13号河川局長及び港湾局長通達）に基づき、排他的経済水域の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要がある「低潮線保全区域」における制限行為の有無、低潮線及びその周辺の状況等を職員が把握するため、備船を行うものである。</p> <p>関東地方整備局管内では、本業務の対象区域である伊豆諸島をはじめ、小笠原諸島の他、東京から約1,700kmに位置する沖ノ鳥島など45区域を所管している。</p> <p>通達では、地形変化等の直接目視を行うため、「局所管の防災ヘリコプター等により巡視する」こととされているが、本業務の巡視区域において、当該ヘリコプターでの航続距離では到達できず、また、緊急装備を具備していないことから巡視は不可能である。そのため「備船」による巡視を行うものである。</p> <p>「船舶」による低潮線保全区域の巡視にあたっては、直接目視の観点からできる限り保全区域に近づくことや、海象・気象などの変化に応じた安全な航行が求められる。</p> <p>このため、周辺の海底地形等における現地状況や、潮流・天候の変化などによる現地状況に関する専門的な知識や経験が必要である。</p> <p>八丈島漁業協同組合は、当該低潮線保全区域周辺の現地町状況や潮流・天候の変化などによる現地状況について専門的な知識と豊富な経験を有する唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	1,811,310	1,811,310	100.00%		
30 H31関東地方整備局管内河川・防災学習拠点展示物企画制作業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年6月20日	(株)エム・シー・アンド・ピー 東京都千代田区内幸町1-1-7	2120001041913	<p>本業務は、近年各地で大水害が発生していることを受け、沿川住民に水害リスクを理解してもらい、避難に繋がる行動をしてもらうため、関東地方整備局管内にある河川・防災学習拠点を活用し、リスクコミュニケーションの普及啓発を図る広報ツールを企画制作することで、住民の水防災意識の向上に繋がることを目的とするものである。</p> <p>本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務実施方針及び手法、特定テーマに対する提案などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。</p> <p>株式会社エム・シー・アンド・ピーは、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	16,313,000	16,313,000	100.00%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
31	R1高濃度PCB廃棄物処理委託（横浜国道）	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年7月30日	中間貯蔵・環境安全事業（株） 東京都港区芝1-7-17	2010401053420	本業務は、横浜国道事務所で保管・管理している高濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含有した道路照明用安定器を、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）」に基づき処理を行うものである。 当該処理に当たっては、「PCB特別措置法」で示す、都道府県等が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき行う必要がある。 神奈川県が定めている「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の第1章第6項においては、高濃度PCB廃棄物の処分先として中間貯蔵・環境安全事業（株）のみを規定している。 よって、法令等の規定により当該業者は、本業務の唯一の契約相手方であることから随意契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号	41,587,392	41,587,392	100.00%		
32	R1高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年8月8日	中間貯蔵・環境安全事業（株） 北海道PCB処理事業所 北海道室蘭市仲町14-7	2010401053420	本業務は、さいたま新都心合同庁舎2号館で保管・管理している高濃度のポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有した蛍光灯安定器等を、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）」に基づき処理を行うものである。 当該処理に当たっては、「PCB特別措置法」で示す、都道府県等が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき行う必要がある。 埼玉県が定めている「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の第1基本事項5処分先においては、高濃度PCB廃棄物の処分先として左記業者のみを規定している。 よって、法令等の規定により左記業者は、本業務の唯一の契約相手方であることから随意契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号	85,385,608	85,385,608	100.00%		
33	R1技術者情報データ管理システム改良業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年8月21日	TDCフューテック（株） 東京都中央区東日本橋3-6-11	5010401012984	本業務は、技術系職員の技術的な資格の取得状況等を総合的に管理し、効果的な人材活用を図るため、関東地方整備局独自の技術情報データ管理システムを改良及びデータ更新それに伴うマニュアル作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で高い信頼性を必要とすることから、業務を実施するために必要な項目及びその対応策と留意点等を含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 TDCフューテック株式会社は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,190,000	2,860,000	89.66%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
34 R1 技術提案評価支援システム改良業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年9月2日	富士通エフ・アイ・ビー（株） 東京都港区芝浦1-2-1	6010601024969	本業務は、工事に関する技術提案書の審査事務処理の効率化を図るため「技術提案評価支援システム」の各種機能及びセキュリティ強化に伴う改良を行うものである。 本システムは、工事に関する技術提案の技術審査結果の登録や評価結果の帳票作成、提案者への評価結果の通知、評価に対する説明要求等の事務処理や入札・落札状況等のデータを適切かつ迅速に行うことを目的に構築され、技術提案の審査事務処理の手続きに特化した汎用性のない重要なシステムであり、総合評価落札方式の運用方針の変更等を伴うシステム改良について、対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。 よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、高度なシステム構築の知識や経験があるだけでなく、関東地方整備局の電算環境を把握したうえで、改良を行わなければならないため、本システムの構成を熟知し、システムに関する幅広い知識と経験を兼ね備えた技術を有する者に行わせる必要がある。 このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている唯一の者である左記業者を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号	46,508,000	46,239,600	99.42%		
35 H30DSRC路側機改造業務その3	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年9月2日	沖電気工業（株） 首都圏支社 東京都港区芝浦4-10-16	7010401006126	本業務は、災害時や災害発生が予想される場合に、迂回行動を起こす可能性がある防災情報等を道路利用者へ提供するため、管内28基の既存DSRC路側機に情報提供機能を付加するものである。 DSRC路側機はリアルタイムでプローブデータを収集する装置であり、収集したデータは加工処理を施した後、広く一般の道路利用者へ情報を提供するため、道路管理者、研究機関及び社会実験参加者へ提供される。このため改造にあたっては、運用に支障を与えないよう本装置に精通し、かつ、上位装置との連携内容等についても熟知している必要がある。 よって、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている左記業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	6,554,834	6,402,000	97.67%		
36 R1 新土木工事積算システムデータ移行業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年9月30日	（一財）日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	4010405010556	令和2年2月に関東地方整備局のシステムサーバ切り替えが行われ、これに伴い、新土木工事積算システム（以下、「新土積システム」という。）の改良及び積算実績データの移行作業を行う必要がある。 新土積システムの改良については、別業務にて（一財）日本建設情報総合センターが実施しているところである。 積算実績データの移行作業については、地方整備局ごとにサーバ環境が異なることから、地方整備局ごとに単独で実施するものであるが、約2万5千件のデータ構造の変更作業が必要であり、膨大な作業時間を要するものである。 令和2年2月のシステムサーバ切り替えまでの短期間（約4ヶ月）に本業務を完了させるためには、システム改良内容を完全に把握し、かつ、新土積システムの環境を保有している当該業者以外では実施できないものである。 また、当該業者以外において本業務を実施するためには、受注者において新土積システムの環境を構築する必要があるが生じるが、新土積システムの環境を保有し、自社にて作業を行うことができる当該業者にて実施する場合に比して高額になることを踏まえると、経済性の観点からも当該業者において本業務を実施することが望ましい。 よって、当該業者は、本業務の唯一の契約相手方であることから随意契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,542,000	3,542,000	100.00%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
37 H30DSRC路側機改造業務その1	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和1年10月23日	パナソニックシステムソリューションズジャパン（株）首都圏部門 東京都中央区銀座8-21-1	3010001129215	本業務は、災害時や災害発生が予想される場合に、迂回行動を起こす可能性がある防災情報等を道路利用者へ提供するため、管内253基の既存DSRC路側機に情報提供機能を付加するものである。 DSRC路側機はリアルタイムでプローブデータを収集する装置であり、収集したデータは加工処理を施した後、広く一般の道路利用者へ情報を提供するため、道路管理者、研究機関及び社会実験参加者へ提供される。このため改造にあたっては、運用に支障を与えないよう本装置に精通し、かつ、上位装置との連携内容等についても熟知している必要がある。 よって、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている左記業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号	40,898,000	40,810,000	99.78%		
38 H30DSRC路側機改造業務その2	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和1年10月23日	（株）日立国際電気 公共ソリューション営業部 東京都港区西新橋2-15-12	2010001098064	本業務は、災害時や災害発生が予想される場合に、迂回行動を起こす可能性がある防災情報等を道路利用者へ提供するため、管内81基の既存DSRC路側機に情報提供機能を付加するものである。 DSRC路側機はリアルタイムでプローブデータを収集する装置であり、収集したデータは加工処理を施した後、広く一般の道路利用者へ情報を提供するため、道路管理者、研究機関及び社会実験参加者へ提供される。このため改造にあたっては、運用に支障を与えないよう本装置に精通し、かつ、上位装置との連携内容等についても熟知している必要がある。 よって、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている左記業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号	46,453,000	46,178,000	99.41%		
39 R1統合道路情報システム改造業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和1年10月23日	日本無線（株） 関東支社 東京都三鷹市牟礼6-21-11	3012401012867	本業務は、管内、他地整及び関連高速会社の気象、道路情報板、交通量及び工事規制等の各種情報を収集し、これらの情報を統合して、道路管理者や一般の道路利用者へ有用な情報を提供する統合道路情報システムの改造等を行うものである。 統合道路情報システムは、円滑かつ効率的な道路管理を目的に、逐次変化する道路情報を収集し、関連する各種システムへ配信することにより、道路管理者のみならず一般の道路利用者へ情報提供を行うシステムであり、改造に当たっては、運用に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。 よって、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている左記業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、左記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号	20,746,000	20,460,000	98.62%		
40 台風第15号に伴う人員輸送車両賃渡契約	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和1年10月25日	（株）日産カーレンタルソリューション法人 営業部 東京都港区三田2-17-20	4040001013464	本件は、関東地方整備局応援対策本部（災害名 R1.10.25 台風21号接近及び前線に伴う体制（応援））から、本部長指令第3-2号による、TEC-FORCE派遣に伴い業務遂行するためレンタカーを緊急に調達するものである。平成29年3月28日付けて締結した「災害時における人員輸送車両の賃渡に関する協定書」に基づき、下記業者と緊急随意契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,335,201	1,333,473	99.87%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
41	R 1 関東地方整備局の職員採用に関わる広報資料作成業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年10月28日	ニッセイエプロ（株） 東京都港区西新橋1-18-17	8010401021636	本業務は、関東地方整備局の採用活動において、就職活動生に対し、仕事内容や人そしてやりがいについて、正確に情報発信することで、関東の地域づくりに興味があり、やる気・熱意がある人を募集するための広報資料の作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務を実施するために必要な項目及びその対応策と留意点等を含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 左記業者は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	6,996,000	6,985,000	99.84%		
42	R 1 道路防災・減災に関する広報業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年11月5日	全国地方新聞社連合会 東京都港区東新橋2-4-6		本業務は、広く住民に対して、首都直下地震における八方向作戦の周知を図るとともに、道路利用時における対応等の理解促進を図るため、新聞広告等による広報を行い、道路啓蒙への周知・理解、災害時に円滑な対応ができる環境の醸成を目的としているものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画提案を必要とすることから、的確性、実現性、独創性などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 左記業者は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	13,999,480	13,981,000	99.87%		
43	R 1 首都圏道路ネットワーク整備に関する広報業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年12月19日	（株）電通東日本 第3営業局さいたま支社 さいたま市大宮区桜木町1-7-5	1010401050996	本業務は、東京外かく環状道路の千葉県区間の開通など首都圏東側のネットワーク整備の概成により現れてきた効果をふまえ、今後の道路整備により首都圏に与える影響に関するシンポジウムを開催し、首都圏西側を中心とした道路ネットワーク整備への期待感の醸成を図ることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画提案を必要とすることから、的確性、実現性、独創性などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 左記業者は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	14,999,600	14,999,600	100.00%		
44	R 1 八斗島局ほかレーダ雨量計設備修理	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年12月11日	日本無線（株） 関東支社 東京都三鷹市牟礼6-21-11	3012401012867	本設備は日本無線株式会社が設計・製作・据付したものであるが、本設備の修理に係る「参加者の有無を確認する公募手続き」を行ったところ、当該業者以外より参加意思表明書の提出がなかったため、左記業者と本件修理に係る随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	10,692,000	10,670,000	99.79%		
45	R 1 新横浜局ほかレーダ雨量計設備修理	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和1年12月11日	東芝インフラシステムズ（株） 通信システムソリューション営業部 川崎市幸区堀川町72-34	2011101014084	本設備は株式会社東芝が設計・製作・据付したものであるが、本設備の修理に係る「参加者の有無を確認する公募手続き」を行ったところ、当該業者以外より参加意思表明書の提出がなかったため、左記業者と本件修理に係る随意契約を締結するものである。 なお、東芝インフラシステムズ株式会社は株式会社東芝から社会システム事業部門を承継された業者である。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	11,139,436	11,110,000	99.74%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
46 令和元年台風19号等関東地方被災状況調査航空機運航業務（愛らんど号）	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和1年12月10日	四国航空（株） 香川県高松市兵庫町8番地1	6470001001812	本業務は、関東地方整備局風水害対策本部（R1.10.10台風19号接近に伴う体制）による「防災ヘリによる上空調査」（本部長指令第113号等）に必要な航空機の運航を行うものである。 左記業者は、四国地方整備局が管理する「愛らんど号」について、平成31年度 航空機維持管理・運航業務を四国地方整備局と契約しており、年間を通して24時間体制で操縦士、整備士等の要員を確保している。 また、各整備局が所有する災害対策用ヘリコプターは、通常の民間ヘリコプターには搭載されていない、カメラ・画像伝送装置等の災害時の情報収集等に必要とされる装備を搭載している。 よって、極めて迅速かつ確実に被災状況調査の運航を開始できる体制を確立していることから、左記業者と緊急随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,502,816	2,502,816	100.00%		
47 令和元年台風19号等関東地方被災状況調査航空機運航業務（まんなか号）	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和2年2月3日	中日本航空（株） 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2	3180001031924	本業務は、関東地方整備局風水害対策本部（R1.10.10台風19号接近に伴う体制）による「防災ヘリによる上空調査」（本部長指令第60号等）に必要な航空機の運航を行うものである。 左記業者は、中部地方整備局が管理する「まんなか号」について、平成31年度 航空機運航・維持管理業務を中部地方整備局と契約しており、年間を通して24時間体制で操縦士、整備士等の要員を確保している。 また、各整備局が所有する災害対策用ヘリコプターは、通常の民間ヘリコプターには搭載されていない、カメラ・画像伝送装置等の災害時の情報収集等に必要とされる装備を搭載している。 よって、極めて迅速かつ確実に被災状況調査の運航を開始できる体制を確立していることから、上記業者と緊急随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	9,165,735	9,165,734	100.00%		
48 ブルーシート等購入	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和2年2月3日	（一社）日本建設業連合会 関東支部 東京都中央区八丁堀2-5-1	7010005003742	本件は、関東地方整備局応援対策本部（R1.9.8台風15号に伴う体制（応援）、本部長指令第22号により、ブルーシート等の調達を行うものである。 本件は早急に調達を行う必要があり、緊急の必要により競争に付することができないため、「災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書」に基づき、左記業者と緊急随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第5号	29,594,114	29,594,114	100.00%		
49 関東地方整備局管内災害応急対策業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和2年2月3日	（一社）茨城県建設業協会 茨城県水戸市大町3-1-22	9050005000395	本作業は、令和元年9月11日からの台風15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。 暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題（交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等）を発生させる恐れがある。これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる左記の者は、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき、迅速な体制確保等を行うことから、早期復旧の目的が達せられると判断し、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	4,706,100	4,706,100	100.00%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
50 南関東地域災害関連 連応急対策業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年2月3日	(一社) 栃木県建設業 協会 栃木県宇都宮市築瀬町 1958-1	5060005001099	本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題（交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等）を発生させる恐れがある。これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる左記の者は、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき、迅速な体制確保等を行うことから、早期復旧の目的が達せられると判断し、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,593,564	2,593,564	100.00%		
51 令和元年台風第15号 災害応急対策業務（埼玉-1）	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年2月3日	伊田テクノス（株） 埼玉県東松山市松本町 2-1-1	6030001070711	本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題（交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等）を発生させる恐れがある。これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる左記の者は、埼玉県建設業協会の会員であり、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として報告を受けた者である。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保等を行うことから、早期復旧の目的が達せられると判断し、協定書第7条により、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,365,100	1,365,100	100.00%		
52 令和元年台風第15号 災害応急対策業務（埼玉-2）	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年2月3日	小川工業（株） 埼玉県行田市桜町1- 5-16	6030001086732	本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題（交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等）を発生させる恐れがある。これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる左記の者は、埼玉県建設業協会の会員であり、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として報告を受けた者である。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保等を行うことから、早期復旧の目的が達せられると判断し、協定書第7条により、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,815,000	1,815,000	100.00%		



公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
53	令和元年台風第15号災害応急対策業務（埼玉-4）	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年2月3日	(株) ユーディケー 埼玉県さいたま市浦和区 岸町5-7-11	3030001010785	<p>本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題（交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等）を発生させる恐れがある。これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。</p> <p>本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる左記業者は、埼玉県建設業協会の会員であり、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として報告を受けた者である。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保等を行うことから、早期復旧の目的が達せられると判断し、協定書第7条により、契約の相手方としたものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	1,894,420	1,894,420	100.00%		
54	令和元年台風第15号災害応急対策業務（埼玉-6）	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年2月3日	初雁興業（株） 埼玉県川越市大字鯨井 1705-2	9030001055395	<p>本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題（交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等）を発生させる恐れがある。これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。</p> <p>本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる左記業者は、埼玉県建設業協会の会員であり、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として報告を受けた者である。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保等を行うことから、早期復旧の目的が達せられると判断し、協定書第7条により、契約の相手方としたものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	1,760,000	1,760,000	100.00%		
55	令和元年台風第15号災害応急対策業務（埼玉-7）	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年2月3日	関口工業（株） 埼玉県志木市中宗岡1 -3-34	4030001045368	<p>本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題（交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等）を発生させる恐れがある。これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。</p> <p>本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる左記業者は、埼玉県建設業協会の会員であり、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として報告を受けた者である。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保等を行うことから、早期復旧の目的が達せられると判断し、協定書第7条により、契約の相手方としたものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	1,220,780	1,220,780	100.00%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
56 南関東地域災害応急対策業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和2年2月3日	(株) 島村工業 埼玉県比企郡川島町大字 牛ヶ谷戸 4 8 9	9030001056550	本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題（交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等）を発生させる恐れがある。これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる左記業者は、埼玉県建設業協会の会員であり、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として報告を受けた者である。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保等を行うことから、早期復旧の目的が達せられると判断し、協定書第7条により、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,449,700	2,449,700	100.00%		
57 令和元年台風第15号災害応急対策業務（埼玉-9）	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和2年2月3日	荒木建設工業（株） 埼玉県さいたま市大宮区 天沼町 1-4 7 6-2	5030001000537	本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題（交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等）を発生させる恐れがある。これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる左記業者は、埼玉県建設業協会の会員であり、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として報告を受けた者である。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保等を行うことから、早期復旧の目的が達せられると判断し、協定書第7条により、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,078,000	1,078,000	100.00%		
58 令和元年台風第15号災害応急対策業務（埼玉-10）	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心 2-1	令和2年2月3日	古郡建設（株） 埼玉県深谷市稲荷町 2-1 0-6	4030001086536	本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題（交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等）を発生させる恐れがある。これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる左記業者は、埼玉県建設業協会の会員であり、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として報告を受けた者である。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保等を行うことから、早期復旧の目的が達せられると判断し、協定書第7条により、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,672,000	1,672,000	100.00%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
59	令和元年災害応急対策業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年2月3日	鹿島建設（株）東京土木支店 東京都港区元赤坂1-3-8	8010401006744	<p>本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題（交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等）を発生させる恐れがある。これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。</p> <p>本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる左記業者は、東京都建設業協会の会員であり、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として報告を受けた者である。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保等を行うことから、早期復旧の目的が達せられると判断し、協定書第7条により、契約の相手方としたものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	5,220,720	5,220,720	100.00%		
60	令和元年台風第15号災害応急対策業務（東京-2）	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年2月3日	飛鳥建設（株） 東京都港区港南1-8-15	8010001008703	<p>本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題（交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等）を発生させる恐れがある。これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。</p> <p>本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる左記業者は、東京都建設業協会の会員であり、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として報告を受けた者である。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保等を行うことから、早期復旧の目的が達せられると判断し、協定書第7条により、契約の相手方としたものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	1,045,000	1,045,000	100.00%		
61	関東地方整備局管内災害関連応急対策業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年2月3日	(株) エス・ケイ・ディ 神奈川県平塚市四之宮 1-8-56	8021001036643	<p>本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題（交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等）を発生させる恐れがある。これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。</p> <p>本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる左記業者は、神奈川県建設業協会の会員であり、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として報告を受けた者である。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保等を行うことから、早期復旧の目的が達せられると判断し、協定書第7条により、契約の相手方としたものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	3,789,500	3,789,500	100.00%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
62 令和元年災害関連 応急対策業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年2月3日	昭和建設（株） 山梨県甲州市塩山熊野 80-1	9090001009115	本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした大雨によって被災した家屋等の再度の災害による、被害拡大防止を目的に1都7県の建設業協会の協力の下、10市4町の被災家屋のブルーシート展張設置作業を行うものである。暴風により被災した家屋等は、その後の台風により再度被害を受けた場合、屋根材等の建築資材を散乱させ、道路・河川の管理上、問題（交通傷害の発生、道路・河川管理施設の損傷等）を発生させる恐れがある。これら被害の拡大を防止する必要があること、また、その後の台風等に備え緊急な対策が必要であることから、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった損傷箇所応急処置を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる左記業者は、山梨県建設業協会の会員であり、「災害時における関東地方整備局の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として報告を受けた者である。特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保等を行うことから、早期復旧の目的が達せられると判断し、協定書第7条により、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,132,074	3,132,074	100.00%		
63 相武国道管内台風 19号災害UAV緊急撮 影業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年2月14日	国際航業（株）埼玉支 店 さいたま市見沼区東大 宮5-3-2	9010001008669	本作業は、令和元年10月12日から13日にかけて台風19号がもたらした大雨によって被災した被災箇所の発見および被災概況を把握し、復旧優先度・被害拡大の防止策等を検討するための調査を目的としており、被災箇所について無人航空機（ドローン）を活用し、調査を行うものである。 本作業は、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となる国際航業（株）東京支店は、（一社）全国測量設計業協会連合会の会員であり、（一社）全国測量設計業協会連合会との「災害時における関東地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として推薦を受けた者である。特定にあたっては、当該相手方は、関東地方整備局が派遣する「緊急災害対策派遣隊」の派遣に合わせ、迅速な体制確保、資機材の保有が可能であり、当該業務の目的が達せられると判断し、協定書第5条により、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,287,000	1,287,000	100.00%		
64 ドローン等被災状 況調査（その4）業 務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年2月14日	アジア航測（株）本社 営業部 東京都新宿区西新宿6 -14-1	6011101000700	本作業は、令和元年10月12日から13日にかけて台風19号がもたらした大雨によって被災した被災箇所の発見および被災概況を把握し、復旧優先度・被害拡大の防止策等を検討するための調査を目的としており、被災箇所について無人航空機（ドローン）を活用し、調査を行うものである。 本作業は、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となるは、アジア航測（株）本社営業部は、（一社）全国測量設計業協会連合会の会員であり、（一社）全国測量設計業協会連合会との「災害時における関東地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として推薦を受けた者である。特定にあたっては、当該相手方は、関東地方整備局が派遣する「緊急災害対策派遣隊」の派遣に合わせ、迅速な体制確保、資機材の保有が可能であり、当該業務の目的が達せられると判断し、協定書第5条により、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,509,000	3,509,000	100.00%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
65 ドローン等被災状況調査（その5）業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年2月14日	(有)三浦建築測量 横須賀市日の出町1-12-7	6021002067053	本作業は、令和元年10月12日から13日にかけて台風19号がもたらした大雨によって被災した被災箇所の発見および被災概況を把握し、復旧優先度・被害拡大の防止策等を検討するための調査を目的としており、被災箇所について無人航空機（ドローン）を活用し、調査を行うものである。 本作業は、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。契約の相手方となるは、(有)三浦建築測量は、(一社)全国測量設計業協会連合会の会員であり、(一社)全国測量設計業協会連合会との「災害時における関東地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に基づき対応可能な会員として推薦を受けた者である。特定にあたって、当該相手方は、関東地方整備局が派遣する「緊急災害対策派遣隊」の派遣に合わせ、迅速な体制確保、資機材の保有が可能であり、当該業務の目的が達せられると判断し、協定書第5条により、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,221,000	1,221,000	100.00%		
66 令和元年台風第15号災害対策業務（給水支援）旭川	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年3月23日	(株)只石組 北海道旭川市東旭川町 旭正362	1450001002032	本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした風雨によって停電が発生した地域において、北海道開発局から散水車（給水装置付）の支援を受け、給水活動を行うものである。 大規模な停電が発生した地域では、ライフラインである上水道の供給が停止したため、被災地域の国民生活は元より、現地で災害応急復旧に従事する作業員等の生活面にも問題が生じる恐れがある。 被災地域で応急復旧作業を迅速かつ円滑に進めるためには、上水の確保が必要であること等から、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった被災地域での給水活動を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる左記業者は、当該機械を用いた維持管理作業を北海道開発局と締結しており、機械の運転及び操作に習熟した作業員等を確保していることから、当該機械を用いた迅速かつ確実な災害対策業務を行うことができる唯一の者であると判断し、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,005,300	2,005,300	100.00%		
67 令和元年台風第15号災害対策業務（給水支援）倶知安	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年3月23日	後志建設工業（株） 北海道虻田郡喜茂別町 字喜茂別275-3	8430001051751	本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした風雨によって停電が発生した地域において、北海道開発局から散水車（給水装置付）の支援を受け、給水活動を行うものである。 大規模な停電が発生した地域では、ライフラインである上水道の供給が停止したため、被災地域の国民生活は元より、現地で災害応急復旧に従事する作業員等の生活面にも問題が生じる恐れがある。 被災地域で応急復旧作業を迅速かつ円滑に進めるためには、上水の確保が必要であること等から、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった被災地域での給水活動を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる左記業者は、当該機械を用いた維持管理作業を北海道開発局と締結しており、機械の運転及び操作に習熟した作業員等を確保していることから、当該機械を用いた迅速かつ確実な災害対策業務を行うことができる唯一の者であると判断し、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,524,432	2,524,432	100.00%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
68	令和元年台風第15号災害対策業務（給水支援）室蘭-1	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年3月23日	新和建設（株） 北海道室蘭市宮の森町 1-9-8	4430001056779	<p>本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした風雨によって停電が発生した地域において、北海道開発局から散水車（給水装置付）の支援を受け、給水活動を行うものである。</p> <p>大規模な停電が発生した地域では、ライフラインである上水道の供給が停止したため、被災地域の国民生活は元より、現地で災害応急復旧に従事する作業員等の生活面にも問題が生じる恐れがある。</p> <p>被災地域で応急復旧作業を迅速かつ円滑に進めるためには、上水の確保が必要であること等から、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。</p> <p>本作業は、緊急的に必要となった被災地域での給水活動を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」により、契約を締結するものである。</p> <p>契約の相手方となる左記業者は、当該機械を用いた維持管理作業を北海道開発局と締結しており、機械の運転及び操作に習熟した作業員等を確保していることから、当該機械を用いた迅速かつ確実な災害対策業務を行うことができる唯一の者であると判断し、契約の相手方としたものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	1,081,000	1,081,000	100.00%		
69	令和元年台風第15号災害対策業務（給水支援）小樽	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年3月23日	宮本土建工業（株） 北海道小樽市奥沢1- 19-4	8430001050571	<p>本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした風雨によって停電が発生した地域において、北海道開発局から散水車（給水装置付）の支援を受け、給水活動を行うものである。</p> <p>大規模な停電が発生した地域では、ライフラインである上水道の供給が停止したため、被災地域の国民生活は元より、現地で災害応急復旧に従事する作業員等の生活面にも問題が生じる恐れがある。</p> <p>被災地域で応急復旧作業を迅速かつ円滑に進めるためには、上水の確保が必要であること等から、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。</p> <p>本作業は、緊急的に必要となった被災地域での給水活動を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」により、契約を締結するものである。</p> <p>契約の相手方となる左記業者は、当該機械を用いた維持管理作業を北海道開発局と締結しており、機械の運転及び操作に習熟した作業員等を確保していることから、当該機械を用いた迅速かつ確実な災害対策業務を行うことができる唯一の者であると判断し、契約の相手方としたものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	1,925,000	1,925,000	100.00%		
70	令和元年台風第15号災害対策業務（給水支援）滝川	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年3月23日	植村建設（株） 北海道赤平市東文京町 1-1	5430001048156	<p>本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした風雨によって停電が発生した地域において、北海道開発局から散水車（給水装置付）の支援を受け、給水活動を行うものである。</p> <p>大規模な停電が発生した地域では、ライフラインである上水道の供給が停止したため、被災地域の国民生活は元より、現地で災害応急復旧に従事する作業員等の生活面にも問題が生じる恐れがある。</p> <p>被災地域で応急復旧作業を迅速かつ円滑に進めるためには、上水の確保が必要であること等から、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。</p> <p>本作業は、緊急的に必要となった被災地域での給水活動を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」により、契約を締結するものである。</p> <p>契約の相手方となる左記業者は、当該機械を用いた維持管理作業を北海道開発局と締結しており、機械の運転及び操作に習熟した作業員等を確保していることから、当該機械を用いた迅速かつ確実な災害対策業務を行うことができる唯一の者であると判断し、契約の相手方としたものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	2,343,000	2,343,000	100.00%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
71	令和元年台風第15号災害対策業務（給水支援）函館-1	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年3月23日	(株)相互建設 北海道亀田郡七飯町字 桜町35	5440001004488	本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした風雨によって停電が発生した地域において、北海道開発局から散水車（給水装置付）の支援を受け、給水活動を行うものである。 大規模な停電が発生した地域では、ライフラインである上水道の供給が停止したため、被災地域の国民生活は元より、現地で災害応急復旧に従事する作業員等の生活面にも問題が生じる恐れがある。 被災地域で応急復旧作業を迅速かつ円滑に進めるためには、上水の確保が必要であること等から、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった被災地域での給水活動を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる左記業者は、当該機械を用いた維持管理作業を北海道開発局と締結しており、機械の運転及び操作に習熟した作業員等を確保していることから、当該機械を用いた迅速かつ確実な災害対策業務を行うことができる唯一の者であると判断し、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,253,837	1,253,837	100.00%		
72	令和元年台風第15号災害対策業務（給水支援）函館-2	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年3月23日	東陽建設（株） 北海道二海郡八雲町栄 町13-2	1440001006067	本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした風雨によって停電が発生した地域において、北海道開発局から散水車（給水装置付）の支援を受け、給水活動を行うものである。 大規模な停電が発生した地域では、ライフラインである上水道の供給が停止したため、被災地域の国民生活は元より、現地で災害応急復旧に従事する作業員等の生活面にも問題が生じる恐れがある。 被災地域で応急復旧作業を迅速かつ円滑に進めるためには、上水の確保が必要であること等から、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった被災地域での給水活動を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる左記業者は、当該機械を用いた維持管理作業を北海道開発局と締結しており、機械の運転及び操作に習熟した作業員等を確保していることから、当該機械を用いた迅速かつ確実な災害対策業務を行うことができる唯一の者であると判断し、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,477,550	1,477,550	100.00%		
73	令和元年台風第15号災害対策業務（給水支援）水機構	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年3月23日	(独)水資源機構 埼玉県さいたま市中央 区新都心11-2	6030005001745	本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした風雨によって停電が発生した地域において、独立行政法人水資源機構から可搬式海水淡水化装置の支援を受け、給水活動を行うものである。 大規模な停電が発生した地域では、ライフラインである上水道の供給が停止したため、被災地域の国民生活は元より、現地で災害応急復旧に従事する作業員等の生活面にも問題が生じる恐れがある。 被災地域で応急復旧作業を迅速かつ円滑に進めるためには、上水の確保が必要であること等から、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった被災地域での給水活動を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる左記の者は、関東地方整備局と「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定書」（以下、「協定書」という。）を締結し、濁水時や災害時など緊急時における用水の確保手段として過半式海水淡水化装置を保有していることから、迅速かつ確実な災害対策業務を行うことができる唯一の者であると判断し、契約の相手方としたものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,214,454	2,214,454	100.00%		